第百四十六条第一項中「第百四十二条の二」を「第二百八条」に、「同条、第百四十二条の三若しくは第百四十二条の四」を「第二百九条第一項から第三項まで」に、「これを二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第二百二十八条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

第二百二十七条　第百八十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七章を第九章とする。

第百四十五条の三に見出しとして「（事務の区分）」を付し、同条中「第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第百三十一条第一項及び第百四十三条の二第二項」を「第百七十一条第一項及び第二百二十二条第二項」に改め、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、第六章中同条を第二百二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（農林水産省令への委任）

第二百二十六条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第百四十五条の二に見出しとして「（行政庁）」を付し、同条中「第二章及び第五章の二」を「この法律」に、「第五十三条及び第五十三条の二第一項」を「第七十二条及び第七十三条第一項」に、「組合等」を「農業共済組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。）及び共済事業を行う市町村」に、「農業共済組合連合会」を「（第二百九条第一項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、農林水産大臣が必要があると認める場合には、農林水産大臣及び都道府県知事）、その他の農業共済団体」に改め、同条を第二百二十四条とする。

第百四十五条を削る。

第百四十四条に見出しとして「（農漁業保険審査会）」を付し、同条第二項中「第百四十一条第一項（第百四十二条」を「第百九十八条第一項（第二百三条及び第二百七条」に改め、同条を第二百二十三条とする。

第百四十三条の二に見出しとして「（都道府県農業共済保険審査会）」を付し、同条第一項ただし書中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第二項中「第百三十一条第一項」を「第百七十一条第一項」に改め、同項第二号中「政府と特定組合との間に存する保険関係に係るものを除く。）」を「のうち都道府県の区域の全部又は一部をその区域とする農業共済団体等が行う共済事業又は保険事業に係るもの」に改め、同条を第二百二十二条とする。

第百四十三条に見出しとして「（損害評価会）」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第二項及び第三項中「共済規程等又は保険規程の」を「事業規程等で」に改め、同条第四項中「の外」を「のほか」に改め、同条を第二百二十一条とする。

第六章を第八章とする。

第五章の三の章名中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に改める。

第百四十二条の十四に見出しとして「（独立行政法人農林漁業信用基金法の特例）」を付し、同条中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に、「ついては、」を「ついての」に改め、「第五条第六項」の下に「、第十六条第一項、第二十条第一項」を、「第二十三条第一項」の下に「の規定の適用については、同法第五条第六項」を加え、「農業災害補償法」を「農業保険法」と、同法第二十二条第二項及び第二十三条第一項中「第十五条各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる業務及び農業保険関係業務」に改め、第五章の三中同条を第二百二十条とする。

第百四十二条の十三に見出しとして「（財務大臣との協議）」を付し、同条第一号中「第百四十二条の九第一項の指定をしよう」を「第二百十五条第一項の農林水産省令を定めよう」に改め、同条第二号中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に改め、同条を第二百十九条とする。

第百四十二条の十二に見出しとして「（農業保険関係業務）」に、「農業災害補償関係資金」を「農業保険関係資金」に改め、同条第二項及び第三項中「農業災害補償関係資金」を「農業保険関係資金」に改め、同条を第二百十八条とする。

第百四十二条の十一に見出しとして「（区分経理）」を付し、同条中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に、「農業災害補償関係勘定」を「農業保険関係勘定」に改め、同条を第二百十七条とする。

第百四十二条の十に見出しとして「（貸付金等の使用）」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に改め、「資金」の下に「（次項において「貸付金」という。）」を加え、「又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支払」を「若しくは園芸施設共済若しくは農業経営収入保険に係る共済金若しくは保険金の支払又は第百七十五条第二項第二号の資金の貸付け」に改め、同条第二項中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に、「同項の資金又は」を「貸付金又は同項の」に改め、同条を第二百十六条とする。

第百四十二条の九に見出しとして「（業務の委託）」を付し、同条第一項中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に、「農林水産大臣の指定する」を「農林水産省令で定める」に改め、同条第二項中「組合等」を「農業共済団体等」に改め、同条第四項中「、第百二十一条の規定による保険事業及び第百三十二条の二第一項の規定による共済事業のほか」を削り、同条を第二百十五条とする。

第百四十二条の八に見出しとして「（独立行政法人農林漁業信用基金の業務）」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会が行う保険事業及び組合等が行う共済事業」を「農業共済団体等が行う共済事業及び保険事業」に、「係る保険金又は共済金の支払に必要な」を「必要な」に改め、同項第一号中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に、「保険金又は共済金」を「共済金又は保険金」に改め、同項第三号中「前二号の」を「前各号に掲げる」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に、「保険金又は共済金」を「共済金又は保険金」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　全国連合会が農業経営収入保険に係る保険金の支払又は第百七十五条第二項第二号の資金の貸付けに関して金融機関に対し負担する債務の保証

第百四十二条の八第一項第一号の次に次の一号を加える。

二　全国連合会が農業経営収入保険に係る保険金の支払又は第百七十五条第二項第二号の資金の貸付けに関して必要とする資金の貸付け

第百四十二条の八第二項中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に改め、同条を第二百十四条とする。

第五章の三を第七章とする。

第百四十二条の七に見出しとして「（決議等の取消し）」を付し、同条中「基いて」を「基づいて」に、「一箇月」を「一月」に、「取消」を「取消し」に改め、第五章の二中同条を第二百十三条とする。

第百四十二条の六に見出しとして「（役員の改選等の命令）」を付し、同条第一項及び第三項中「第百四十二条の五」を「第二百十条」に改め、同条を第二百十二条とする。

第百四十二条の五の二に見出しとして「（必要な措置等の指示）」を付し、同条第一項中「第百四十二条の二」を「第二百八条」に、「徴し」を「求め」に、「同条若しくは第百四十二条の三」を「第二百九条第一項若しくは第二項」に、「の当該共済事業に係る」を「又は受託者の」に改め、「当該市町村」の下に「又は当該受託者に業務を委託した共済事業を行う市町村」を加え、「採るべき」を「とるべき」に改め、同条を第二百十一条とする。

第百四十二条の五に見出しとして「（必要な措置等の命令）」を付し、同条第一項中「第百四十二条の二」を「第二百八条」に、「徴し、又は前三条」を「求め、又は前条第一項から第三項まで」に改め、「、農業共済団体」の下に「又は受託者」を加え、「、定款又は共済規程若しくは保険規程」を「又は定款等」に改め、「当該農業共済団体」の下に「又は当該受託者に業務を委託した農業共済団体」を加え、「採るべき」を「とるべき」に改め、同条を第二百十条とする。

第百四十二条の四に見出しとして「（検査）」を付し、同条中「農業共済団体」の下に「又は受託者」を加え、「、定款又は共済規程若しくは保険規程」を「又は定款等」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

行政庁は、農業共済団体等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等若しくは共済事業の実施に関する条例を守っているかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団体等又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。

行政庁は、農業共済団体等の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。